

○農林水産省令第 号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の六十四第一項二号及び第十一条の六十八第二項第二号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等) 第六十一条 (略) 2・3 (略) 4 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合について の同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一十八 (略) 十八の二 国際協力排出削減量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 十八の三二十 (略) 5・6 (略) (法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等) 第六十七条 (略) 2 法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務(農業協同組合のために行うものを含む。)とする。 一二十四 (略) 二十四の二 国際協力排出削減量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 二十四の三 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 イ 当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引	(法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等) 第六十一条 (略) 2・3 (略) 4 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合について の同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一十八 (略) 十八の二 算定制当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第七項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 十八の三二十 (略) 5・6 (略) (法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等) 第六十七条 (略) 2 法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務(農業協同組合のために行うものを含む。)とする。 一二十四 (略) 二十四の二 算定制当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 二十四の三 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 イ 当事者が数量を定めた算定制当量について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

口
二十五
～
二十七
(略)

口
二十五
～
二十七
(略)

附 則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。